

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	障害保健福祉部

I. 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 協議申請時

① 手続の概要

事業者は、国への協議申請書類を作成し都道府県等に提出する。必要に応じて都道府県等に追加資料の提出を行う。

② 電子化の状況

平成30年度交付要綱改正により様式がExcel化されている。また、可能な限りメール送付等による電子媒体（DVDの郵送等での代替を含む。）での提出を依頼している。

(2) 交付申請時

① 手続の概要

事業者は、都道府県等にて作成した国への交付申請書類の内容確認を行う。必要に応じて都道府県等に追加資料の提出を行う。

② 電子化の状況

平成30年度交付要綱改正により様式がExcel化されている。提出の電子化については今後促進予定。

(3) 実績報告時

① 手続の概要

事業者は、都道府県等にて作成した国への実績報告書類の内容確認を行う。必要に応じて都道府県等に追加資料の提出を行う。

② 電子化の状況

平成30年度交付要綱改正により様式がExcel化されている。提出の電子化については今後促進予定。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

1. コスト削減の取組内容

様式のExcel化及び平易な全国統一作業要領を示すことにより、自動計算等による効率的な書類作成を促進することで、16%のコスト削減を見込む。また、初回の県庁等への直接訪問を不要とし、メールによる申請書類の提出を含む電子申請利用率を0%から60%とすることを目標とする。（事業主の希望により、電子申請と郵送を併用した場合も電子申請に含むものとする。）

以上の方針に基づき、手続ごとに以下のとおり取り組み、全体として28%のコスト削減をする。

(1) 協議申請時

- ・ 郵送・Eメールによる書類提出の促進
- ・ 一太郎の申請様式のExcel化等による自動計算の増
- ・ 平易な全国統一作業要領を示す

(2) 交付申請時

- ・ Eメール等を使用した書類提出の促進
- ・ 一太郎の申請様式のExcel化等による自動計算の増
- ・ 早期の内示及び交付申請スケジュールの都道府県等への共有
- ・ 一度提出した書類についての再度の添付の省略

(3) 実績報告時

- ・ Eメール等を使用した書類提出の促進
- ・ 一太郎の申請様式の Excel 化等による自動計算の増

2. 削減スケジュール

平成 30 年度においては様式の Excel 化及び自治体への早期の執行スケジュールの共有、郵送・Eメールを使用した書類提出の促進及び一度提出した書類についての再度の添付の省略を行った。平成 31 年度においては様式の更なる見直し及び平易な全国統一作業要領の提示を予定。

3. 地方公共団体の協力

必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となる。このため、地方公共団体に対しては、平成 29 年度の障害保健福祉関係主管課長会議及び平成 30 年度の補助金協議依頼を通じて、郵送・Eメールを使用した書類提出の促進及び一度提出した書類についての再度の添付の省略についての協力を依頼した。

3 コスト計測

コスト計測の方法及び時期

- (1) コスト計測の方法：地方公共団体へのヒアリング
(2) コスト計測結果

①協議申請時

平成 29 年 6 月に事業者に行ったヒアリングでは以下のとおりのコストが計測された。

I 書類作成に要する時間 23 時間

II 書類差替に要する時間 16 時間（1 回の差替につき 4 時間× 4 回）

III 県庁等への直接訪問に要する時間（※） 10 時間（2 時間× 5 回）

※（1 回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝ 2 時間として計算
事業者の提出書類に不備が多く、4 回ほどの差替を要しコストがかかっていることが判明したため、以下のとおりの削減方策としコスト計測を図る。

合計：49 時間

- ・ 初回の書類提出について県庁等への直接訪問を求める自治体が多いため、郵送・Eメールでも可とする。
- ・ 現在提出を求めている中に一太郎の様式が散見されるため、Excel 化等を行い、自動計算等を導入する。
- ・ 自治体がそれぞれ作業要領を作成していることにより効率的な指示がなされていないことから、平易な全国統一作業要領を示す。
- ・ 差替時に想定される直接訪問について Eメール等の使用を促進する。

主に様式の Excel 化、郵送・Eメールを使用した書類提出の促進を実施した平成 30 年度のコスト計測の結果は以下のとおりであり、訪問回数が 10.0%削減、窓口持参率が半減されたことから、協議申請時では 13.3%のコスト削減が達成されている。

I 書類作成に要する時間 24 時間	} 合計:42.5 時間
II 書類差替に要する時間 14 時間 (1 回の差替につき 4 時間×3.5 回)	
III 県庁等への直接訪問に要する時間 4.5 時間 (2 時間×4.5 回×50%)	

なお、書類作成に要する時間については、様式の Excel 化前後で変化がみられなかったため、次年度に平易な作業要領を示すことによりさらなるコスト削減を見込んでいる。

②交付申請時 (今回未計測のため、平成 29 年度の計測結果を用いる。※平成 31 年度実施予定)
4 時間

③実績報告時 (今回未計測のため、平成 29 年度の計測結果を用いる。※平成 31 年度計測予定)
4 時間

- (3) コスト計測の時期：取組の起算点 (開始時期) は地方公共団体にヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、平成 31 年度以降については自治体が次年度に向けた募集を行う 4 月～7 月頃を想定。
なお、平成 30 年度は、平成 31 年 1 月にコスト計測を実施した。(様式の Excel 化によるコスト削減効果の計測を予定していたが、平成 30 年度の交付要綱発出が平成 30 年 6 月にずれ込んだため、平成 30 年 4 月の平成 30 年度当初予算協議の機会を活用して調査を行うことができず、平成 30 年度第 2 次補正予算協議の機会を活用して調査した。)

3. コスト計測結果

コスト計測結果は以下のとおり。

	総手続時間 (h) ※1	申請一件当たり作業時間 (公募～報告～精算作業等を通じた事業者の一申請当たりの総作業時間(h))	公募			実績報告等総時間 (h)	実績報告等1件当たり作業時間(h)	手続件数 (交付申請)	総手続時間削減率 (%)
			公募手続総時間(h)	公募手続1件当たり作業時間(h)	公募申請件数				
平成 29 年度	231,011	57.0	206,339	49.0	4,211	24,672	8.0	3,084	
平成 30 年度	203,640	50.5	178,968	42.5	4,211 ※2	24,672	8.0	3,084 ※2	11.8%

※1：総手続時間＝公募手続総時間＋実績報告等総時間

※2：平成 30 年度手続件数については、平成 29 年度の数値を使用。

II 地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業）

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続きの概要

障害者総合支援法第 77 条、第 77 条の 2 及び第 78 条の規定に基づき市町村及び都道府県が実施主体として実施する地域生活支援事業として事業者へ当該補助金の一部を交付する場合に、事業所は、各実施主体へ交付申請を行い、事業年度終了後、実績報告を提出する。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

※手続の手法については、都道府県に委ねられている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

1 コスト削減の取組内容

様式のエクセルの計算式組込を含め加工可能な電子媒体による届出様式の提供や、提出書類一式のイメージの公表を推進し、自動計算等による効率的な書類作成により 15%のコスト削減を見込む。また、書類作成等の相談等における役所への直接訪問を不要とし、メールによる申請書類の提出を含む電子申請利用率を 0%から 50%とすることを目的とする。ただし、事業主の希望により電子申請と郵送を併用した場合も電子申請に含むものとする。

以上の方針に基づき、手続毎に以下のとおり取り組み、全体として 22%のコスト削減を図る

(1) 交付申請

- ・エクセルの計算式組込を含め加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
- ・前例など最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
- ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
- ・郵送による書類提出の原則化

(2) 実績報告

- ・エクセルの計算式組込を含め加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
- ・前例など最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
- ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
- ・郵送による書類提出の原則化

2 削減スケジュール

いずれの取組についても、地方公共団体の理解・協力が必要であり、平成 29 年度は、エクセルなどによる計算式が組み込まれた加工可能な電子媒体による申請・報告様式の活用の推進や郵送による書類提出の原則化等について事務連絡を発出（平成 29 年 9 月）するとともに、障害保健福祉関係主管課長会議（平成 30 年 3 月）の間でも、補助金の執行スケジュールを示した上でその周知を図った。また、平成 30 年度は、障害保健福祉関係主管課長会議（平成 31 年 3 月）の間で改めて上記の取組等について周知を行い、平成 31 年度は、取組事例の横展開を図ることなどにより全国的な取組の徹底を図る。

3 地方公共団体の協力依頼

必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となる。このため、地方公共団体に対しては、平成 29 年 9 月に事務連絡を発出した。平成 30 年度以降も引き続き障害保健福祉関係主管課長会議の間などを活用し、補助金の執行スケジュールについて地方公共団体と共有を図りながら、更なる取組に努めるよう依頼する。

3 コスト計測

コスト計測の方法及び時期

(1) コスト計測の方法：地方公共団体へ事業者の状況をヒアリング

(2) コスト計測の結果

①交付申請時

I 書類作成に要する時間 15.5時間(2日)

II 書類提出までに事前相談及び内容確認のため訪問を要する時間 2時間

17.5時間

※(1回の訪問時間)=(往復の移動時間)+(待ち時間)+(対面時間)=2時間として計算

このうち、

Iについて、

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDFの提供のため、様式の作成や数値の計算にミスが多く時間を要しているが、加工可能な電子媒体や表計算ソフトへ計算式を組み込み提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、「事業の内容」という記載のため、具体的に何を提出してよいか不明瞭となっているが、例えば、前例を公表するなど、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることが可能とする。

IIについて、

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

②実績報告時：17.5時間

(3) コスト計測の時期

・平成29年度については、計画策定時の6月に実施。

・平成30年度については、国の当初交付決定後の平成31年1月に実施(平成31年度についても同時期の実施を予定)。

コスト計測結果(平成29年度・平成30年度)

地方公共団体に対するヒアリング結果から算出される本計画に基づく取組による行政手続コストの削減効果は、以下のとおり。

(1) 交付申請時

1件当たり作業時間 17.5時間 → 約15.6時間

(2) 実績報告時

1件当たり作業時間 17.5時間 → 約15.6時間

(3) 総コスト

1件当たり作業時間 35.0時間 → 約31.2時間(▲10.9%)

総コスト 89,635時間 → 79,903時間(▲10.9%)